

【訓練計画】

令和3年度 消防訓練について【倉吉市役所第2庁舎】

- 目的 避難経路の確認、誘導、消火等の実地訓練を通じ、災害時における来庁者・職員等の安全の確保、被害拡大の防止を図る。
- 対象者 訓練対象者は、自衛消防組織係員（防火担当責任者、通報連絡係、消火係、避難誘導係）、各所属長及び事務に支障のない職員
- 想定 「令和3年9月16日（木）午後1時30分頃、倉吉市役所第2庁舎1階の給湯室にて火災が発生し、延焼等により庁舎内が危険な状態であることから、来庁者・職員等の避難を行う」

< 訓練内容 >

- 通報訓練 ・ 庁内連絡、消防機関への通報を行う。
- 避難訓練 ・ 避難誘導、負傷者（1名）及び車椅子使用者（1名）の救助訓練を行う。
・ 避難場所は第2庁舎の駐車場とする。
※実際の火災では第2庁舎の駐車場に避難後、必要があれば宮川町観光駐車場へ避難するが、横断歩道を渡ることで交通の妨げになる恐れがあるので、訓練では第2庁舎駐車場への避難までとする。
※負傷者及び車椅子使用者は、消防署より人形を借りる。
- 消火訓練 ・ 消火係は1階屋内消火栓（給湯室前）を用いて動作手順の確認を行う。全体訓練終了後に消火係と希望者を対象とした水消火器・屋内消火栓を使用して訓練を受ける。
※消防署員の指導を受ける。
- AED訓練 ・ 全体訓練終了後、避難誘導係と希望者を対象としたAED操作訓練を受ける。
※消防署員の指導を受ける。